

議案第四十五号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例等の一部を改正する条例

(港区特別区税条例の一部改正)

第一条 港区特別区税条例(昭和三十九年港区条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第十八条中「第十二項」を「第十一項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項」を「第六項」に改める。

第二十二条第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に改める。

第二十三条の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二十三条の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者であるもの」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十八条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第四十八条第四項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第五十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（法第四百六十九条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第十六条の二の三」を「第十六条の二の三第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第一項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第五十条の三第一項又は第二項の規定による申告書に前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第十六条の二の三第一項に規定する書類を保存している

場合に限り、適用する。

第五十条の三第一項中「第五十条第二項」を「第五十条第三項」に改める。

付則第二条の二中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第四条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

付則第五条の四第二項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第十条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

付則第十一条第一項及び第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

付則に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第十七条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事のうち、区長が指

定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十条の二の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

第二条 港区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

（港区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 港区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、港区特別区税条例第十一条第一項第二号の改正規定を削る。

付則第一条第一号中「及び第三号」を削り、同条第三号を削る。

付則第四条を次のように改める。

第四条 削除

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。付則第三条第一項において同じ。）

及び第三条の規定並びに付則第三条第一項、第四項及び第五項の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第四十八条第二項にただし書を加える改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和二年十月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二条第一項ただし書の改正規定並びに同条例付則第二条の二、第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定並びに同条例付則に二条を加える改正規定並びに次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

四 第二条及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

(延滞金に関する経過措置)

第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例（以下「令和三年新条例」という。）付則第二条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延

滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(区民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 令和三年新条例第十一条第一項第二号、第十八条及び第二十二條第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る令和三年新条例第二十二條第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第二百九十二條第一項第十一号に規定する寡婦(旧法第三百十四條の二第三項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第二百九十二條第一項第十二号に規定する寡夫である第十條第一号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第二十三條の二第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新条例第二十三條の二第二項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第二十三条の三第一項の規定は、付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第二十三条の三第一項に規定する申告書について適用する。

（たばこ税に関する経過措置）

第四条 付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

第五条 付則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。